

2019 年度(平成31 年度)から 2021 年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(二国間クレジット制度資金支援事業のうち設備補助事業)
～メールでの質疑応答～

作成日：平成 30 年 4 月 26 日

【1. 公募全般】

Q1-1: 今後、マレーシアがパートナー国に追加される可能性はどの程度か。

A1-1: 現状マレーシアがパートナー国に追加される具体的な見通しは立っておりません。

【4. 補助対象経費と利益排除】

Q4-1: 代表事業者 A 社、現地共同事業者 B 社および A 社と B 社の共同で事業会社 C 社を設立し、3 社で国際コンソーシアムを形成する。この C 社が、A 社、A 社の 100%出資現地法人である D 社および現地企業の E 社と EPC 契約を結び、補助対象機器の設計、調達、据付を実施する場合、この契約は利益排除の対象外であると考えてよいか。

A4-1: A 社から調達する場合、または A 社の製品を D 社が調達する場合には、利益排除の対象になりますが、D 社が国際コンソーシアムのメンバー企業以外から調達する場合は利益排除の対象とはなりません。

Q4-2: 概算払いをするにあたり、代表事業者 A 社が共同事業者 B 社の EPC 契約履行のために対象設備に関する支払いを B 社に代わって EPC 業者に対して実施した場合、補助金の支払いを受けられるか。

A4-2: B 社が EPC 契約を締結している場合は、B 社が EPC 業者に対して支払いを実施した証憑を提出する必要があります。従って、A 社が B 社に代わって EPC 業者に支払った証憑では補助金の支払いを受けることはできません。

Q4-3: 共同事業者 B 社が代表事業者 A 社を通じて補助対象設備の調達を行う場合、A 社は調達に要する費用を計上することは可能か。また A 社が調達する設備の設計、据付指導を請け負う場合、費用を計上することは可能か。

A4-3: A 社が外部から調達した設備は仕入れ原価で補助対象経費として計上してください。その際、運賃、保険、関税等は補助対象経費として認められますが、A 社の仕入れに関する人件費は認められません。
A 社が設計で要した費用(設計費)や据付指導で要した費用(労務費)は補助対象費用として計上することができます。その際、人件費は実際に支給した年間の給与ベースで算出してください。

【6. 応募方法・提案書類】

Q6-1: [様式5]Agreement on the Allocation of JCM Credits について、日本企業(代表事業者)、現地事業者(共同事業者)、現地 SPC(代表事業者と共同事業者との共同出資)の 3 社国際コンソーシアムにて本補助金への応募をする予定であるが、現地 SPC が未設立のため、その旨の説明を添付したうえで公募提案書類一式を提出し、[様式5]は SPC 設立後に署名し提出しても問題ないか。

A6-1: 公募提案書提出時には、代表事業者と共同事業者の署名がされた Agreement on the Allocation of JCM Credits を提出頂き、SPC が設立できていない理由について説明していただきます。なお、交付申請時には国際コンソーシアム協定書に代表事業者及びすべての共同事業者の署名がされていることが必要です。

Q6-2: 応募様式 3a 実施計画書(2.事業者の概要)(2)代表事業者の概要 2)類似事業の実績欄に記入する実績は補助事業案件のみが対象ですか。それとも、類似事業であれば補助事業案件

でなくともよいか。

A6-2: 類似事業の実績は、設備補助事業以外の事業実績でも構いません。

【7. 補助金の支払い】

Q7-1: 国際コンソーシアム外の A 社 (EPC 業者) が設備メーカー・工事会社への支払いを行い、国際コンソーシアム内の B 社 (共同事業者であり設備の所有者) が A 社に対し、分割払いを実施することを考えているが、B 社から A 社への分割支払いの期間の制約があるか。

A7-1: 国際コンソーシアム内の B 社から A 社への支払いが完了しない限り事業完了となりません。事業完了日までに分割の支払いを完了してください。

以上